

市第47号議案

横浜市農業委員会委員の費用弁償条例の一部改正

横浜市農業委員会委員の費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年9月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市農業委員会委員の費用弁償条例の一部を改正する  
条例

横浜市農業委員会委員の費用弁償条例（昭和26年8月横浜市条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市農業委員会委員等の費用弁償条例

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第18条」を「第15条及び第25条」に、「基き」を「基づき」に改め、「農業委員会の委員」の次に「及び農地利用最適化推進委員」を加え、「以下委員」を「以下「委員等」」に改める。

第2条第1項中「委員」を「委員等」に改める。

附 則

この条例は、平成29年8月18日から施行する。

提 案 理 由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市農業委員会委員の費用弁償条例の一部を改正する必要があるので提案する。

**参 考**

横浜市農業委員会委員の費用弁償条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

横浜市農業委員会委員等の費用弁償条例

横浜市農業委員会委員の費用弁償条例

（趣旨）

（目的）

第 1 条 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 15 条  
第 18 条  
及び第 25 条の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適  
化推進委員（以下「委員等」という。）に弁償すべき費用につい  
以下委員  
ては、この条例の定めるところによる。

（費用弁償）

第 2 条 委員等が職務のため市外に出張したときは、費用弁償とし  
委員  
て旅費を支給する。

（第 2 項省略）